

3 文科高第 809 号
令和 3 年 10 月 29 日

各 国 公 私 立 大 学 長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省高等教育局長

増 子 宏
(公印省略)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

この度、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（令和 3 年文部科学省令第 49 号）（以下「改正省令」という。）が令和 3 年 10 月 29 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正は、平成 30 年に中央教育審議会に取りまとめられた「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」や、本年教育再生実行会議で取りまとめられた「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」等を踏まえ、高等学校教育と大学教育との円滑な連携・接続の観点から、学びの多様化を推進するため、科目等履修生として大学で一定の単位を修得した高等学校の生徒等の大学入学資格を有さない者について、当該大学への入学後に修業年限への通算を行うことを可能とするため、所要の規定を整備するものです。

これらの規定及び留意事項は下記のとおりですので、御了知の上、適正な実施をお願いします。また、各都道府県教育長におかれては所管の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。以下この文において同じ。）及び高等学校等を

設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育長におかれては所管の高等学校等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては附属の高等学校等に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の長におかれては所轄の高等学校等及び学校設置会社に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いします。

記

第1 改正の概要

学校教育法第88条に規定する修業年限への通算について、同法第90条に規定する入学資格を有さずに当該単位を修得した者についても行うことを可能としたこと。

第2 留意事項

1 学校教育法施行規則第146条においては、特別の課程履修生として単位を修得した場合も修業年限への通算ができる旨規定されているが、同令第164条第3項に基づき、特別の課程履修生となれるのは大学入学資格を有する者に限られること。

2 高等学校の生徒等の大学入学資格を有さない者が科目等履修生として単位を修得し、その後、当該単位を修得した大学とは異なる大学に入学した場合、今回の制度改正による修業年限の通算はできないものの、大学設置基準第30条第1項等に基づき、当該単位を、当該単位を修得した大学とは異なる大学において認定することは従前の通り可能であること。

3 本制度の活用を念頭に、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）において、大学の授業科目を当該高等学校等の各教科及び学校設定教科に属する科目に位置付ける等により自校の生徒に履修させる場合は、「高等学校等における学校外学修の単位認定について（通知）」（平成29年9月29日初初企第4号）に記載されている事項に留意の上、適切な運用を図ること。

4 その他、本制度の活用に当たっては、「学校教育法等の一部を改正する法律等の公布について」（平成10年文高専第185号）で通知した内容にも留意すること。

本件担当

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話 03-(5253)4111 (内線3338)